

浜松学院大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

浜松学院大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、浜松学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

「誠を興す」という法人の建学の精神によって、責任ある自己実現と社会貢献をなす「誠の人」の育成を教育理念として掲げている。そして、地域とのつながりや人間教育を基盤に、地域社会と人類全体に貢献できる人材を輩出することを大学及び学部の教育目的としている。

大学の使命・目的及び教育目的は、具体的かつ明確に簡潔な文章で示されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、学則に定められているとともに、三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも明示され、学校教育法、大学設置基準等の関係諸法令に適合したものとなっている。

さらに、使命・目的等は、大学ホームページ、大学案内などいくつかの伝達媒体を通じて学内外に発信されていて、一定の周知が図られている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは明確であり、多様な入試選抜方法を採用して入学者確保に向けた努力がされている。

カリキュラムポリシーは明確であり、大学の教育目的や学部目的に沿った教育課程編成がされている。特に、独自の学修プログラムである「DiCoResプログラム」の開発・導入や少人数教育、キャリア支援教育などに、教育課程編成上の独自性が表れている。

また、ディプロマポリシーも明確であり、建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的に適う人材を育成し、社会に輩出することを主目的にしていることがうかがえる。

このように、教育研究組織は、学長のリーダーシップのもとに十分に機能していて、教授会と連携して機能的な運営がされている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

職員組織は、少人数ではあるが多くの部署が設置され、職員は適性或専門知識に応じて適切に配置され、法人及び大学の業務執行体制の機能性は確保されている。寄附行為、学則、委員会規程等は整備されていて、これらに従って適切な大学運営がされている。

平成17(2005)年度から収容定員が未充足の状態が続いているので、安定した財政基盤を確立するためにも、学生確保に向けた一層の努力が望まれる。なお、会計処理は、学校法人会計基準や法人の経理規則に従って適正に行われている。

キャンパスは整備され、教育研究目的を達成するために必要な施設や設備を完備し、大学設置基準を満たしている。キャンパス及びその周辺における全面禁煙の実施、クールビ

ズの実施、節電努力など、環境保全に配慮した活動がされている。さらに、人権や個人情報
の保護、防災等に関する諸規則を定め、人権に配慮した活動がされている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価は、学長を委員長とする「大学教育改革委員会」を中心に自己点検・評
価委員会がそれを補佐する形で、学則及び「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する
規程」に従い、概ね適切に行われている。

財務諸表等のデータ、教授会や各種委員会の議事録、学生への各種アンケート調査など
のエビデンスに基づき、透明性のある自己点検・評価がされている。

大学の自己点検評価書は、冊子にまとめて刊行され、かつ大学ホームページにも掲載さ
れており、点検・評価結果の学内共有と社会への公表は適切に行われている。

PDCA サイクルの仕組みは確立していて、平成 22(2010)年度に評価を受けた際に指摘さ
れた改善項目や参考意見については、すぐに対応可能なものは改善を行うとともに、長期
的な検討課題については改善の努力がされている。

総じて、大学は、建学の精神に基づいて、大学の使命・目的及び教育目的に沿った教育
を情熱を持って行っている。三つの方針を完遂するために、教育研究組織や物的諸設備を
適切に整備・配置している。平成 17(2005)年度から収容定員が未充足の状態が続いてい
るので、財政基盤の安定化のためにも十分な対策が必要である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.特色のあ
るカリキュラムの開発」「基準 B.国際化の推進」「基準 C.地域連携」については、各基準
の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

「誠を興す」という建学の精神によって、責任ある自己実現と社会貢献をなす「誠の人」
の育成を大学の教育理念として掲げている。そして、その理念のもとに、地域とのつなが
りや人間教育を基盤に、地域社会と人類全体に貢献できる人材を輩出することを大学及び
学部の教育目的としている。

このように、大学の使命・目的及び教育目的は、具体的かつ明確に簡潔な文章で示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

「誠を興す」という建学の精神を達成するため、「誠の人」の育成を教育理念として掲げ、地域社会と人類全体に貢献できる人材の輩出という教育目的に基づき、大学の個性、特色は、教育課程編成や学生指導・支援体制等主要な教育研究上の局面に十分に反映されている。教育目的は、建学精神の不断の周知・確認や大学独自の学修プログラムである「DiCoResプログラム」に基づく少人数教育、キャリア支援教育といった教育課程編成上の独自性によって、達成可能性が担保されている。

大学の使命・目的及び教育目的は、学則等に明示され、かつ三つの方針にも示され、学校教育法、大学設置基準等の関係諸法令に適合したものとなっている。また、学内に各種委員会や各種センターを設置し、大学の使命・目的及び教育目的が時代の変化に対応したものになるように点検・調査活動に努めている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

建学の精神や教育目的への役員、教職員の理解と支持は、各種の会議や委員会等を通じて確認及び共有が図られている。大学の使命・目的及び教育目的は、大学ホームページ、大学案内、入学式での学長告辞、学生便覧、高校への出張授業、正門近くの碑文などを通じて学内外に発信されていて、一定の周知が図られている。

大学の使命・目的及び教育目的は、三つの方針に反映されている。

教育研究組織は、学部の教員組織を中心に、教務部、学生部、研究部、図書館及び地域共創センター等の各種センターがそれを補佐する構成となっている。入試部、広報部、就

職支援部など教学を支援する部局や教務グループなどの各種学務執行グループも整備されている。このように、大学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は、保たれている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーが学部及び学科ごとに定められており、学則等にその概要が明示され、大学ホームページ、大学案内、入試説明会、オープンキャンパスなどを通じて周知されている。入試区分については、多様な受験機会を設けることにより、さまざまな可能性を持つ学生を多面的に受入れることができている。

一方で、収容定員充足率を満たせていない状況が続いているが、高大接続改革推進事業との連関を通して、将来計画の中で大学の特徴に適した入試改革を目指している。

【改善を要する点】

- 現代コミュニケーション学部地域共創学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満であるため、入学者数増の施策について改善を要する。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

学則第 1 条の目的を踏まえた学部及び学科のカリキュラムポリシーに基づき、学部共通の基本教育科目、学科ごとの専門教育科目が体系的に編成されており、教育目的達成のために十分に機能している。

教授方法の改善に関して、教育課程について検討する教務部、教育方法の改善を図るFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)委員会及び「大学教育改革委員会」との連携を通して方針が決定されている。また、幼稚園教諭、保育士、小学校教諭、特別支援学校教諭の育成を目的に、保育・教育現場で即活かせる実践力を養うための大学独自の学修プログラムである「DiCoRes プログラム」を軸に、社会人基礎力の養成を基盤にしつつ、学生の実践力を継続的、体系的に養うことを目的に展開されている。さらに、アクティブ・ラーニングを中心に据えたカリキュラムポリシーを打ち出している。

【優れた点】

○大学独自の学修プログラムである「DiCoRes プログラム」が開発・導入され、長期学外学修プログラム「DiCoRes プラス」が文部科学省のAP(大学教育再生加速プログラム)に採択されている点は評価できる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教務部を中心に学修支援と授業支援を行っており、特に、中途退学、休学の防止、予防策として、教員をアドバイザーに任命し学生指導を行うとともに、GPA(Grade Point Average)を基準に成績不振者に対する丁寧な注意指導が行われている。また、専任教員全員のオフィスアワーが設定され、掲示による周知及び時間帯など学生の利用を促す対応がされている。

教務部の管理システムが刷新されたことで、学生個々の履修状況が把握できるようになり、さらにポートフォリオを活用した学修支援を目指している。

教職協働については、教務部を中心に方針・計画・実施体制の整備運営に努めている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業認定の基準は、学則や学則別表に明示され、ディプロマポリシーが大学ホームページ、大学案内及び学生便覧等で公表されており、それらの基準は厳正に適用されている。また、ディプロマポリシーを踏まえて各教科の到達目標が定められ、シラバス

において授業計画及び成績評価基準が示されている。

学年ごとの履修登録単位数の上限を原則半期 24 単位と定め、成績評価の公平性のために GPA を活用しており、上位者には表彰、下位者には指導が適切に行われている。

なお、例外的に、GPA の高修得者や教職課程及び保育士養成課程の履修者には上限を超えての履修を認めている。

他大学における既修得単位の認定単位数に関して、学則に上限が設定されている。このように、単位認定、卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用がされている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

1 年次からキャリア支援科目を配置し、地域共創学科及び子どもコミュニケーション学科のそれぞれの特性を踏まえ、キャリア形成のための指導をきめ細かく行っている。キャリア支援体制は、教員と職員からなる就職支援部を中心に組織されており、教職センターや教務部と連携しながら、各学科とも高い就職率を達成している。就職に関する学生からの相談や、就職活動中の学生に対する専門的な対応部署として、「就職支援室」が設置され 3 年次から全学生に対する個別面談を実施し、実践的なサポートを行っている。

近隣 6 大学と連携した「浜松地域企業セミナー」の実施や、「静岡県学生就職連絡協議会」に加盟し、求人情報や学生の就職動向など就職に関する各種の情報を収集し、就職支援に役立てている。特に、地元企業への就職活動に積極的な支援を行っている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

「大学教育改革委員会」が、教務部や FD 委員会等からの報告に基づき、大学の教育目的の達成状況について判定・評価を行っている。FD 委員会が主担当となって授業評価アンケート、卒業生を対象とした学生満足度調査、学修時間調査、資格取得状況調査、就職状況調査及び教員相互の授業参観等を実施し、それらの集計結果を「大学教育改革委員会」に報告している。

教員は、これらをもとに教育目的の達成状況を自己点検・評価するとともに、教育内容や教授方法等の工夫・開発に活用している。授業評価アンケートの結果を学部長がチェッ

クシ、結果をもとに授業担当教員が授業を分析し、報告書を作成している。作成した報告書はFD委員会に提出され、学生にフィードバックしている。授業評価アンケートの分析・評価結果は、イントラネットにより学内に公表している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生部を中心に、学生生活安定のためのさまざまな支援活動を行っている。また、学外組織と連携し、禁煙セミナー、AED（自動体外式除細動器）セミナー、薬物乱用防止セミナーを開催している。

日本学生支援機構の奨学金以外に独自の浜松学院大学奨学金(貸与)制度を設けている。

クラブ・サークル活動等の課外活動における支援を行っている。

学生部、学生相談委員会、ハラスメント委員会、保健相談室、学生支援グループなどが中心となり、ハラスメント、メンタルヘルス及びその他学生からのさまざまな相談や要望をくみ上げる体制を構築している。カウンセラーを週1回配置し、保健相談室及び学生支援グループが窓口となり、学生からの生活全般の相談に対応している。

学生部が、定期的に学友会所属の学生と話す機会を持ち、学長自ら意見を聞くために教壇に立ち改善に反映している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学部・学科の専任教員数、教授数は、大学設置基準で定める必要専任教員数を満たしており、適切に配置されている。専任教員の年齢構成は、大きな偏りはなく平準化している。

教員の採用・昇任については、「浜松学院大学教員採用及び昇任規程」に基づき、人事委員会、選考委員会の審議を経て学長が理事長に報告し、承認を得ている。

教員の資質・能力向上への取り組みとして、教員相互の授業参観に努めている。

教養教育については、主に1年次から3年次にかけて実施し、大学独自の「DiCoRes

プログラム」を取入れ、アクティブ・ラーニング手法を活用している。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、各種設備、体育施設、図書館、教員研究室等の教育環境は整備され、適切に運営・管理されている。教育研究目的の達成のために、講義室、実験・実習室など快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。

図書館は、大学のほかに、近くの別キャンパスにある短期大学部の施設も使用でき、適切な規模と学術情報資料を有し、19時まで開館している。コンピュータ演習室、自習室を設け、情報コンセントを学生ラウンジ、図書館閲覧室、教室内などに設置している。

耐震については、改築、補強工事が完了しており、施設設備の安全性は確保されている。

子どもコミュニケーション学科は、指定保育士施設養成基準を遵守し、また、地域共創学科は一学年定員 60 人を 3 専攻に分けるなど、少人数による授業が行われている。

【参考意見】

- 避難訓練が実施されていないため、全学的に実施することが望まれる。
- 施設のバリアフリー化の更なる整備が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為や学則等にのっとりた大学運営が行われ、経営の規律と誠実性は保たれている。大学は、建学の精神を踏まえ大学が果たすべき使命・目的を遂行し、基本理念である「能く生き、善く生きる」人材を輩出することによって継続的努力がされている。

大学経営にあっては、大学の設置や運営に関する法令及び一般法令を遵守するとともに、寄附行為、学則をはじめ諸規則を関係の法令に適合するように整備し、円滑な大学運営を行っている。

「浜松学院大学危機管理計画」において、危機管理体制を整備し、また、「学校法人興誠学園防災管理規程」をもとに地震防災応急対策計画、消防計画を策定し、災害時に迅速な対応を図れるようにしており、安全への配慮がされている。

教育情報及び財務情報の公表については、大学ホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、寄附行為及び関係法令にのっとり、法人の最高意思決定機関として学校法人の業務を決しており、理事の職務の執行を監督し、法人事業全体の適正な管理運営がされている。

平成 24(2012)年 7 月から理事長・学長は兼務体制であり、平成 28(2016)年 7 月からはその体制を解消したが、経営と教学の連携は十分に保たれており、理事会の戦略的意思決定のための体制は維持され、その機能は十分に発揮可能となっている。

法人の業務を円滑に行うため、常任理事会を設け、的確な現状把握や議論がされ、理事会の議案として上程しており、理事会補佐体制として有効に機能している。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学がその目的を達成する過程において、学則の改定が行われ、教授会の役割や学長のガバナンスが明確にされた。

教授会は、学長、教授、准教授、専任講師、助教で組織され、諮問機関として位置付けており、学長が意見を聞く必要とする教育研究に関する事項を定め、決定を行うに当たり

意見を述べるものと明記している。

教授会、各種委員会等を統括する学長は、それらの会議における協議結果をもとに適切なリーダーシップを発揮して、大学の意思決定と業務執行に主導的な役割を果たしている。

学長のリーダーシップの一貫性の担保を目的に、「大学教育改革委員会」を設置し、教授会での協議を行う前に大学の意思決定と業務執行上の諸課題について議論をすることによって、迅速に対処している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長を代表とする法人組織と、学長等をトップとする教学組織が、それぞれのリーダーシップのもとに、両者が密接に連携し、問題意識や目標を共有する基盤に立って適正な運営が図られている。

常任理事会や理事会に所属長以外にも各部門の管理職が陪席者として出席し、法人運営方針を理解した上で、各部門における学校運営ができるようになっている。このことは、各部門におけるガバナンスの発揮につながると同時に相互チェックにもつながっている。

監事は、寄附行為及び関係法令にのっとり、適切に職務を行っている。

評議員会は、寄附行為に基づいて選任された評議員により、適切に運営されている。

職員提案制度によるボトムアップは、理事長のリーダーシップと相まって大学の運営に生かされており、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた経営が図られている。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学運営組織に各部、センターがあり、その執行を支援するため事務組織として各グループを配置し、各部長のもと、さまざまなサポートを行っている。

職員は、短期大学部と兼務体制であり、各部署に職員を適切に配置し、専門性と組織的一体性に配慮した運営がされている。

事務組織と事務分掌は、規則で定められ、法人全体の人事・組織管理・予算事務については、法人本部事務局長が統括し、法人本部には事務長、大学事務には事務部長を置くなど、管理体制を構築している。また、法人内での統一的な執行に資するため、月1回を目途に事務長・グループ会議を行っており、大学の事務が適正かつ円滑に執行できる体制が整備されている。

「SDの推進に関する規程」を定め、学内外における研修や研修派遣等を行っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年度に、前 5 か年計画を検証し、経営改善計画に加え全教職員が目指すべき法人の将来像を示す実効計画として、中長期計画「興誠未来創造計画」を策定し、健全な収支バランスの確保と安定した財政基盤の確立に向け実行している。

安定した財政基盤を確立するには、学生確保が最も重要であると認識し、学科の専攻及びカリキュラムを見直し、入学者確保に努め、学長のリーダーシップのもと AP に採択されるなど補助金獲得に努力し、業務の効率検証による支出の抑制を図り、収支バランスの確保に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準に準拠し、経理規程及び経理規程施行細則等の関係諸規則を定め、経理統括責任者を理事長とし、法人の経理に関する統括は法人本部が行い、適正な会計処理を実施している。予算と著しくかい離する事情変更及び執行状況に対応し、補正予算を編成している。

監事 3 人を設け、監事監査規程にのっとり監査計画を策定し、業務の執行状況及び財産の状況の適正性について監査を行い、また、公認会計士と連携を図り、厳正な監査を実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則に大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行うことを明記し、学則に基づき「浜松学院大学自己点検・評価の実施に関する規程」を定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を組織し、自己点検・評価を実施している。

各分掌や委員会が分掌業務に従って自己点検・評価を行い、事業報告書に記載し、全教員が教育面・指導面の自己評価報告書を提出し、自己点検・評価委員会において全学的な自己点検・評価の調整と意見交換を行っている。

自己点検・評価の実施に関する規程において、自己点検・評価の周期を定め、平成 22(2010)年に日本高等教育評価機構による評価を受けた際に自己点検・評価報告書を作成し、平成 25(2013)年に自己点検評価書（中間報告案）を作成している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

教職員は数種の委員会に属し、分掌活動を行う体制になっており、情報を共有し、各分掌や委員会でエビデンスをもとに透明性の高い自己点検・評価を行っている。

各分掌や委員会において、授業評価、学修時間、卒業生満足度のアンケート結果、授業技術改善のための公開授業報告、学生からの要望や相談等の現状把握のための情報を収集し、分析を実施している。

各分掌や委員会の自己点検・評価の結果は、自己点検評価基準に配慮した構成に努めて

事業報告書及び事業計画書に記載し、各学科運営協議会等に配付し、学内共有を図り、学外には事業報告書及び「平成 22 年度大学機関別認証評価自己点検評価報告書」を大学ホームページに掲載している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価の結果、各分掌や委員会における課題については、各分掌や委員会において改善に取組み、重要事項については学長、学部長、学科長、図書館長、附属こども園長、事務部長からなる「大学運営会議」において改善・向上の検討を行い、法人全体に関わる課題については、学長が理事会等で報告し、事業計画書に反映している。

「大学教育改革委員会」が、学長に課題に対する取組みの進捗状況を報告し、大学の全体状況を大局的に把握でき、改善・向上につなげる PDCA サイクルの仕組みを確立し、機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 特色のあるカリキュラム開発

A-1 独自の実践力向上カリキュラム「DiCoRes プログラム」の開発

A-1-① 4 年間の学びを見通したカリキュラムの再編成

A-1-② アクティブ・ラーニングの拡充と質の向上

A-1-③ 教学マネジメント体制の構築

【概評】

学長の強いリーダーシップに基づいた全学的教学マネジメント体制の核となる「大学教育改革委員会」のもと、教職協働の観点から総務・入試グループ、教務グループ、学生支援グループを統括する大学企画調整室が設置され、特色あるカリキュラムとして開発が一体的に推進められている。

「DiCoRes プログラム」は、実践力向上を目的とし、4 年間を見通したカリキュラム編成が行われている。本プログラムは、平成 25(2013)年度に経済産業省の「社会人基礎力を育成する授業 30 選」を受賞、更に長期学外学修プログラム「DiCoRes プラス」が文部科学省の AP に採択されている。「DiCoRes プログラム」で積上げてきた成果を更に発展させていく力は、「地域社会から期待され続ける大学」の構築であり、学外組織・団体との連携の仕組みである。

さらに、大学の理念と能動的な学び（アクティブ・ラーニング）を融合させ、学生の実

実践的な経験を通して個々の主体性を伸ばすカリキュラムであること、評価に関しても、PDCA サイクルのもとルーブリックの策定に向かっていることは評価できるが、今年度内のルーブリック構築が望まれる。

このように、独自の実践力向上カリキュラムの開発において、教学マネジメント体制の構築及び学修の質の向上に向けて着実に進んでいることは評価できる。

基準 B. 国際化の推進

B-1 国際化推進のための全学的な取り組み

B-1-① 国際化推進のための全学的な取り組み

【概評】

平成 28(2016)年度、地域共創学科にグローバル・コミュニケーション専攻課程を設けたことに伴い国際化推進委員会を立上げ、平成 29(2017)年度からは国際化推進センターを設立し、傘下に多言語カフェ運営委員会と TOEIC 対策委員会を擁している。国際化推進センターは、国際化に関して専門的な知識・経験を有する教員だけでなく、学長、学部長、学科長を含み構成されており、全学的な国際化への取組みがされている。国際化推進センターでは、国際化推進ビジョンに基づき、学内環境のグローバル化、地域及び海外への意識付けが行われている。

特徴的なことは、多言語カフェを立上げ、くつろいだ雰囲気の中で外国語に接する場を提供し、学生の会話力の向上や多文化に馴染む学内環境を整え、多文化社会に馴染む手助けとなり学習意欲の向上を促していることである。この多言語カフェは、フィリピン・ダバオ市における長期学外学修とも連携している。

国際化推進の目的のため、グローバル・コミュニケーション専攻の学生は年度内 2 回の TOEIC 試験の受験が義務付けられており、TOEIC 対策学習として「資格英語 I」が設定されることによって、英語学修の向上が図られ、その効果も上がっている。

大学の地域に根差した国際化という発想のもと、浜松市内に住む外国人の初等教育に英語を用いて支援する場である「浜松インターナショナルスクール」を開校しており、学生たちが企画・立案・運営に携わり活動している。

基準 C. 地域連携

C-1 特色ある地域連携活動

C-1-① 教育を通じた、地域連携・地域貢献活動

C-1-② 地域共創センターの教学マネジメントへの関与

【概評】

組織的に地域に貢献できる体制を促進することを目的に地域共創センターを設けている。地域共創センターが、生涯学習環境の整備や、さまざまな地域課題の解決に向けて大学の知的資源を活用した地域貢献を実現してきたことは評価できる。

浜松学院大学

「浜松市と大学との連携事業」に関する協定を締結し、浜松市生涯学習推進大綱に示された「学習成果を適切に生かすことのできる仕組みづくり」の取組みとして、浜松市の協働センター等の生涯学習施設で行われている講座開催を大学生が提供することにより、市民と大学生が互いに自己の学びを深めている。また、浜松市内の放課後児童会の子供たちにユニバーサルデザインへの理解を深めてもらうため、「浜松市と大学との『ユニバーサルデザイン紙芝居上演事業』に関する協定」を締結し、紙芝居を通じて「心のユニバーサルデザイン」を育成することを目的とした事業を進めている。

地域共創センターの教学マネジメントへの関与の例として、平成 27(2015)年度に文部科学省に採択された AP の学内実施体制において地域連携窓口の役割を果たしており、同時に産学連携・地域活性化・地域産業支援を目的として浜松商工会議所と「浜松学院大学と浜松商工会議所との相互協力及び連携に関する協定」を締結し、「長期企業内留学」の実施など地域と大学を繋ぐ窓口として、地域連携の機能を果たしてきたことは評価できる。